

令和4年横審第26号

裁 決

遊漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年11月21日08時30分

千葉県野島埼南西方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	遊漁船B
総トン数		7.3トン	3.3トン
登録長		11.87メートル	9.95メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		323キロワット	80キロワット

3 事実の経過

Aは、船体の中央やや船首寄りに操舵室を配し、同室中央に舵輪を、その前方に磁気コンパス及び自動操舵装置を、舵輪左舷側にレーダー及びGPSプロッターを、同右舷側に魚群探知機及び機関遠隔操縦装置を、同右舷後方に椅子をそれぞれ備え、汽笛を装備したFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年11月21日05時50分千葉県乙浜漁港を発し、同漁港南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時00分頃前示釣り場に到着して試し釣りをを行い、06時15分頃同釣り場を発進し、07時00分頃野島埼南西方沖合の釣り場に到着して遊漁を行っていたところ、釣り客にあたりがあり、魚を釣り上げやすくするため移動したのちに、同じ釣り場に戻り、07時50分野島埼灯台から217度（真方位、以下同じ。）2.20海里の地点で、スパンカーを張って船首を北東方に向け、機関を中立運転として漂泊を始め、遊漁を再開した。

a受審人は、折からの微弱な潮流により、270度の方向に0.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されながら、漂泊して遊漁を続けていたところ、釣果が良くないので釣り場を移動することとし、釣り客にそのことを告げてトイレに行こうとした際、08時25分右舷後方1,200メートルのところにBを初認し、その後、

トイレから戻って再び同船の動静を確認したところ、右舷後方900メートルのところに認め、自船の右舷方を無難に航過する態勢だったので、右舷側通路上にて釣り客の納竿状況を確認していた。

a 受審人は、08時30分少し前野島埼灯台から22.2度2.40海里の地点で、船首が045度を向いていたとき、自船の右舷方を約20メートル隔てて無難に航過する態勢であったBが、右舷船尾16度50メートルの至近で自船に向けて左転を開始したのを認め、機関を使用するために操舵室に移動しようとしたものの、どうすることもできず、08時30分野島埼灯台から22.2度2.40海里の地点において、Aは、船首が045度を向き、同じ圧流方向及び速力のまま、その右舷中央部にBの船首が、後方から50度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であり、付近には西方に向かう微弱な潮流があった。

また、Bは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配し、同室中央に舵輪、その後方に操縦席、舵輪前方に魚群探知機一体型のGPSプロッター2台及びレーダー、舵輪左舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、汽笛を装備したFRP製遊漁船で、b受審人が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日05時00分頃乙浜漁港を発し、野島埼南西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、05時45分頃前示釣り場に到着して移動しながら遊漁を行ったものの、釣果を得られないので移動することとし、08時10分頃同釣り場を発進し、08時19分半僅か過ぎ野島埼灯台から22.5度3.70海里の地点で、針路を野島埼南方沖合に向く054度に定め、折からの潮流により左方に1度圧流されながら8.0ノッ

トの速力で、手動操舵によって進行した。

b 受審人は、08時28分頃知人から携帯電話に連絡があり、釣果を得た旨の情報を得たので新たな釣り場に向けて通話を続けながら針路を変更することとし、08時30分少し前野島埼灯台から22.2度2.43海里の地点に達したとき、左舷船首25度50メートルのところにAを視認することができ、同船が、船首を北東方に向けたままほとんど移動しない様子から漂流中であることが分かり、このままの針路を保てばAの右舷側を無難に航過する態勢であったが、針路を定めたときに周囲を一見して船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Aの至近で同船に向けて左転を開始した。

こうして、b 受審人は、08時30分僅か前船首至近にAを認めて機関を後進としたものの、効なく、Bは、船首が35.5度を向いたとき、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは右舷中央部外板に亀裂を、Bは船首部外板に擦過傷及び左舷船首部手すりに曲損をそれぞれ生じたが、後にいずれも修理され、Bの釣り客2人がそれぞれ頸椎捻挫及び腰椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、野島埼南西方沖合において、漂流中のAと航行中のBとが衝突したもので、同海域は海上交通安全法及び港則法が適用される海域ではないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

Bが、そのままの針路を保って航行すれば、Aの右舷側を無難に航過する態勢であったが、衝突の約10秒前、圧流されながら漂流中のAに向けて至近で左転したとき、Aに衝突を回避する措置をとるための距離的、時間的な余裕があったとは認められないことから、海上衝突予防法

第38条及び第39条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、野島埼南西方沖合において、Bが、Aの右舷側を無難に航過する態勢で北上中、見張り不十分で、Aに向けて至近で左転したことによって発生したものである。

b受審人は、野島埼南西方沖合において、新たな釣り場に向けて針路を変更する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を定めたときに周囲を一見して船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、その右舷側を無難に航過できる態勢のAに気付かず、同船の至近で左転して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの釣り客2人を負傷させる事態を招くに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年8月22日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔